

(使用するデフレーター)

使用するデフレーターは、以下のとおりとする。但し、事業者として、より適切なデフレーターが存在する場合には、当該地域の状況に応じてその使用根拠を明示して独自に設定してもよい。

①建設に係る費用

原則として建設工事費デフレーター(国土交通省建設調査統計課)の「上・工業用水道」を用いることとする(但し、昭和 59 年度以前については「下水道」を準用する)。

<http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/def.htm#def>

②維持管理費用等

維持管理費など、各種費用については、日本銀行の Web サイトに国内企業物価指数の総平均、大類別、類別指数が月別データとして掲載されている。この値を、当該年度で平均して、デフレーターとして利用する。

<http://www.boj.or.jp/type/stat/dlong/price/cgpi/cdda1001.csv>

(社会的割引率)

社会的割引率は、金利や将来の物価上昇、事業に伴うリスクなどを考慮して定められるもので、概ね長期の金利に近いとされている。また、その時々々の社会情勢によって見直される必要がある。このように、社会的割引率は、国民の価値観や社会情勢を反映したものであり、水道事業者が独自に設定する性質のものではない。

このため、本マニュアルでは、準拠指針において当面の間4%とされ、類似事業(工業用水道事業、下水道事業)でも4%とされていることから、当面の間、4%とすることとする。

2-4. 算定期間

算定期間は、事業の完了後 50 年間とする。

(算定期間について)

準拠指針において、評価の期間は耐用年数等を考慮して定めることとなっている。これは、当該事業の供用期間(プロジェクトライフ)の中で発生する全ての費用と便益を考慮するためである。但し、厳密な意味で供用期間と一致させる必要はなく、算定期間中に更新費用を見込むことや残存価格を控除することで調整は可能である。また、供用期間は当該施設の経済的な寿命などによるが、一般的に、建設段階でそのような想定は困難である。

このため、個別施設や事業ごとに算定期間を設定するのではなく、期間を 50 年間として共通的に適用するものとした。

- ① 地方公営企業法施行規則において、法定耐用年数が、「取水設備、導水設備、浄水設備、配水設備及び橋梁」は 58 年、「配水管及び配水管付属設備」は 38 年となっており、中間を取ると 50 年程度となる。
- ② 50 年後の費用及び便益は、社会的割引率を4%として割り引くと、現在価値は約 1/7 となり、これ以上の算定期間を設定しても費用便益比(B/C)に与える影響は小さい。